

3（4）美術館収蔵作品検討委員会内規（案）について

この内規は、総合学習センター飯山市美術館（以下美術館）への美術作品寄贈に際し、対象物件受入れの妥当性等を芸術的価値の観点から検討する検討委員会の設置に関して定めるものである。

1. 目 的

美術館は、飯山市伝統産業会館条例の規定に沿って作品収集に務めなければならない。一方、美術館は収蔵庫の有限性を念頭に、将来にわたって優良美術品の収蔵を継続するため収蔵作品の受入れに際しては長期的な視点を持ち慎重に判断しなければならない。ついては、寄贈候補となる作品の芸術的価値を客観的に評価し、収蔵の可否や適正な収蔵点数を美術館長に答申するため、美術に造詣の深い専門家で構成する検討委員会を設置する。

2. 定 数

検討委員会の定数は5人以内とする。

3. 委 嘱

委員は、公立美術館学識経験者、美術館運営協議会会長、同職務代理、美術館長、学習支援課長等から構成し、前三者については美術館長が必要に応じてその都度委嘱する。

4. 検討委員会

検討委員会は、美術館の収蔵作品の受入れに関し、美術館長の諮問に応じるとともに美術館長に対し意見を述べることができる。

5. 会 議

検討委員会は美術館に対し美術作品の寄贈案件が生じた場合、美術館長が召集する。ただし、飯山市美術館への収蔵・展示等実績のある作家の作品で収蔵の適否が容易に判断できる場合は、美術館運営協議会委員等有識者数名の意見を聴取し、判断できるものとする。

6. 付 議

美術館長は、寄付採納審査委員会委員長に対し、検討委員会の答申を尊重した検討資料を添付して付議する。

7. そ の 他

この内規は、平成24年 月 日から適用する。